

商工すずど かわら版

第296号
小須戸
商工会

〔2月の花
梅〕



小須戸商工会 新春賀詞交歓会を開催

新春賀詞交歓会が一月二十九日（水）に長崎惣秋葉区長、市議会議員はじめ、関係団体の方々をご来賓にお迎えし、大勢の会員事業所からご参加いただき、開催されました。

第一部の新春講演会では、野村證券株式会社 本店投資情報部 山口正章様より「二〇二五 激動の日本経済の行方と企業経営」と題し、講

演が行われました。

講演会終了後、会場を「割烹三五郎」に移し、第二部の祝賀会が開催されました。会の冒頭、山口会長は、「景気状況は、緩やかに回復し、経済活動、消費行動は、コロナ禍前に戻りつつありますが、コロナ禍で変化した行動様式は、完全には戻らない状況であり、今後もこの状況が続くと予想されます。

現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、昨年の設備投資額は、平成三年以来の一〇〇兆円を突破し、賃上げも、令和六年の春季労使交渉では、五・一%と三十三年ぶりの高い伸びを達成しました。

まさに「潮目の変化」の今、長年続いたデフレ構造から新しい経済ステーションへと、移行できるか否かの正念場となっております。

新潟県では、七月の佐渡金山の世界遺産登録決定などの喜ばしいニュースがあり、当小須戸地域では、舟戸土地区画整理事業が動き出し、今年秋頃には、まちひらきが開催される運びとなっているとのこと。完

成の暁には、一六六戸の住宅が立ち並び、一大住宅団地となる予定です。我々商工会では、五年ぶりに実施しました、「商工まつり」は、若者の参加も多く見受けられ、久しぶりに活況となったイベントでした。

このような状況の中、当会では国から認定を受けた経営発達支援事業に取り組んでおります。本年も会員皆さまの事業が持続的に発展するよう、事業の拡大に向けた経営計画の策定や、販路拡大のための、各種施策を活用した支援活動を今まで以上に強化し、きめ細かく寄り添った「伴走型支援」を推進してまいります。

これからも商工会は、会員企業に効果的な事業を推進してまいりますのであります。」と新年の挨拶を行い、出席者に理解と協力を呼びかけました。

また、商工会全国大会において役員功労者として、星田副会長と高井理事が全国連会長表彰を授与されましたので、この場で表彰状が送られました。



商工会・青色申告会による 決算申告相談会のご案内

今年も小須戸商工会と小須戸青色申告会共催で、税理士による決算申告相談会を開催いたします。

無料ですので是非、ご利用下さい。
◎日 時

令和七年二月二十一日（金）、

三月六日（木）、三月十三日（木）
いずれも午前十時～午後四時

◎会 場：小須戸商工会館

◎相談員：関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士

川村 巧磨 先生

☆ご相談には事前に予約が必要です。

商工会までお申込み下さい。

☆原則、事業所得等の決算書が完成している方が対象となります。

◇令和六年分確定申告・納付期限は、次のとおりです。

- ・所得税 令和七年三月十七日(月)
- ・個人事業者の消費税・地方消費税 令和七年三月三十一日(月)

※振替納税ご利用の場合、所得税の振替日は四月二十三日(水)、消費税・地方消費税の振替日は四月三十日(水)です。

※かわら版一月号でもご案内いたしました。当会へ確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ(又は通知書)をご持参ください。

※確定申告に伴い、公的年金の源泉徴収票や社会保険料払込額証明書、生命保険料の払込額証明書など各証明書関係が関係機関から発送されています。

これらの書類は、確定申告を電子申告する場合でも必ず保管が義務付けられており、商工会で確定申告の代理送信を行う際にも必ず必要です。

これらの証明書を紛失してしまった方は、各機関に電話による再発行の手続きを取っていただくよう

お願いいたします。なお、再発行には数週間お時間がかかることが予想されますので、手続きはお早めにしていただくようお願いいたします。

**1. 自身で申告書を提出される方へ
新津税務署からのお知らせ**

申告書の提出方法について

イ. e-taxで申告

ロ. 郵便により左記の業務センターに郵送する

〒九五二-八六二五 関東信越国税局業務センター新潟分室(住所不要)

ハ. 住所地の所轄税務署の受付に提出する

税務署の時間外收受箱への投函により、提出することもできます

【注】令和七年一月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出(送付)する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出ください。また、必要に応じて、ご自身で控への作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

【注】郵便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告期間内となるように、お早めにご送付ください。

**商工貯蓄共済満期積立金
支払方法変更のお知らせ**

商工貯蓄共済満期積立金の支払方法について、これまでは各商工会から満期を迎えた加入者へ支払うこととしておりましたが、令和七年四月以降は以下のとおり、原則として県商工会連合会から直接加入者の登録口座へ送金することとなります。

【満期積立金支払口座】

掛金引落口座が登録されている加入者については、毎月二十五日(土日祝日の場合は金融機関の前営業日)に、当会から直接登録口座へ満期積立金を送金します。

口座情報の誤り等により送金ができなかった場合や、口座登録の無い加入者には、所属商工会から加入者へお支払い手続きをいたします。

【満期事前通知はがき】

令和七年二月より、満期金お支払いの事前通知書(シークレットハガキ)に掛金の引落(登録)口座情報が追加されます。

※シークレットハガキは満期月の前々月末に県商工会連合会から加入者へ送付されます。

なお、毎月の掛金引落口座と満期金の送金先口座を変更する場合は、必ず満期の前月までに、登録内容の訂正を商工会にて行ってください。

ご不明点等は商工会までお問合せください。

ください。

**中小企業省力化投資補助金
(カタログ型の制度改善について)**

中小企業省力化投資補助事業は、応募・交付申請の利便性向上を図り、早期の省力化を実現するため、随時、制度を更新しています。

【簡素化の特徴】

- ・応募のために必要な事業計画書等について、簡素な申請(A4一枚程度)で応募可能。
- ・採択と交付決定を同時に行うことで、交付審査の書類提出やその審査期間が不要。

【利便性向上のための改善等】

- ・レンタル時点からの補助金活用を対象化
- ・リース会社を通じて製品を導入するファイナンス・リース取引を対象化
- ・省力化効果のある新機能を有する製品への置換えであれば新規導入でなくても対象 など

製品カタログも随時追加させていただきますので、左記をご確認ください。お問合せ・ご相談は商工会まで

制度改正のポイント



製品カタログ

